



2025年5月23日

各位

会社名 京王電鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長
社長執行役員 都村 智史
(コード番号 9008 東証プライム市場)
問合せ先 法務・コンプライアンス部長
奥村 良矢
(電話 042-337-3315)

**当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）および
定款の一部変更について**

当社は、本日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」および「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本基本方針等」といいます。）を継続せず、その有効期限である2025年6月26日開催予定の第104期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって廃止すること、ならびに本定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本基本方針等の非継続（廃止）

当社は、2007年6月28日開催の当社第86期定時株主総会において、企業価値向上とともに株主の皆様のご利益を確保するために本基本方針等を導入し、継続してまいりました。

本基本方針等の有効期限の満了を迎えるにあたり、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や買収防衛策に関する近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、本基本方針等の取扱いについて慎重に検討した結果、有効期間が満了する本定時株主総会終結の時をもって、本基本方針等を継続せず、廃止することを決議いたしました。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

本基本方針等を継続せず、有効期間満了をもってこれを廃止することといたしますので、買収防衛策に関する現行の定款第18条を削除し、条数を繰り上げるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会決議事項)</p> <p><u>第 18 条 株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針を決議することができる。</u></p> <p><u>2. 本会社は、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p><u>3. 本会社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p><u>(1) 本会社株式の大量取得行為に関する対応策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p><u>(2) 本会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引換えに本会社株式を交付することができること</u></p> <p><u>4. 第 1 項ないし第 3 項における本会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、本会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行又は割当てを行なうことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、本会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行なうなど本会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">〔 削除 〕</p>

第 19 条～第 38 条

< 条文の記載省略 >

第 18 条～第 37 条

< 条数を繰り上げ、条文は現行どおり >

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2025 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生予定日

2025 年 6 月 26 日

以 上